

事務室ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

新潟高教組 新教連確定交渉①速報

2020年11月6日 全組合員配布

11月6日（木）県庁501会議室で新教連確定期交渉が行われ、以下のポイントについて重点的にやりとりを行いました。

- ①賃金改善
- ②臨時教職員処遇改善
- ③各種手当・旅費
- ④再任用制度・定年延長
- ⑤労働条件改善
- ⑥ハラスメント対応

「主な回答」

- ①「労使合意に向け誠意をもって協議を行う」
- ②「臨時職員給与上限撤廃は大きな課題と認識」
「私傷病休暇は36県で有給 新潟県も課題と認識」
- ③「遠距離通勤はある一定の人数はやむを得ないが、むやみに増やすことはない」
「旅費放棄が行われないよう校長を指導していく」
「部活動指導手当申請件数（4月～9月）例年の5割減」
- ④「定年延長は国動向を注視 長期的計画的な人事管理を行う」
「再任用希望者原則全員採用、配置調整を進めていく」

②の臨時職員の給与上限は1級73号で上限に達している職員は455人（46.6%）いることが分かった。昨年よりもさらに進み、30の県等が上限設定を設けていないことから、他県均衡を求め撤廃にむけて回答を引き出したい。私傷病休暇有給化についても同様。

③について、40km以上の通勤者が879人（昨年+7）いることがわかった。むやみに増やすことはないという回答があったが、遠距離通勤増の課題解決に向け、人事異動方針の抜本的改善を求めていく。今年は新型肺炎の関係もあり、部活動指導手当申請件数が減っているようだが、2年後の部活動指導手当に関する経過措置終了に向け、制度と実態が乖離しないよう注視していく必要がある。

④の再任用課題について、学級減が多いことや再任用希望者が増えていることを理由とするなど、高校課長はまるでこれまでの経過、課題を認識していない様子がうかがえた。希望通りの任用形態、定年延長と再任用制度の絡みについても追及していく。

⑤労働条件改善⑥ハラスメントについては時間の都合上次回（11月12日）第2回交渉に積み残しとなった。4月から給与の臨時削減を受けているが、業務削減が進んでいる実感はない。新高教交渉時と同様、高校課長から学校現場を少しでも良くしようという雰囲気は感じ取れず、非常に残念な交渉となった。次回交渉に向けさらに課題を投げかけ、前進回答を引き出していく。

次回交渉 11月12日（木） 新教連確定交渉②

また、10月26日（月）新高教統一要求書交渉において、高校課長答弁が不誠実だったことから再交渉を設定している。詳細は別途連絡する。